

新旧対照表

高知県漁船導入支援事業費補助金交付要綱

改正後	改正前
<p>本文 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成 28 年 10 月 19 日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和 <u>10</u> 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 13 条、第 14 条及び第 16 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和 7 年 4 月 18 日から施行する。</u></p>	<p>本文 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成 28 年 10 月 19 日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和 <u>7</u> 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 13 条、第 14 条及び第 16 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

改正後			改正前		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
補助対象事業	補助対象経費	補助率等	補助対象事業	補助対象経費	補助率等
(略)	<p>1 総トン数10トン未満（漁船の借受者が<u>新規漁場において養殖を開始している又は開始しようとする者（※3）</u>の場合は、この限りではない。）の漁船取得・改修に係る経費（ただし、借受者が所有している漁船をセンターが購入・改修した後に借受者に貸し付けるために必要な漁船の取得及び改修にかかる費用は除く。）</p> <p>(略)</p>	<p>【補助率】 20分の1以内。ただし、新規漁業就業者（※2）及び新規漁場において養殖を<u>開始している又は開始しようとする者（※3）</u>を対象とする場合は10分の1以内とする。</p> <p>【補助上限額（※4）】 1中核漁業者当たり250万円。ただし、新規漁場において養殖を<u>開始している又は開始しようとする者（※3）のうち、法人以外</u>は500万円、<u>法人は2,000万円</u>とする。</p> <p>【申請可能隻数】 (略)</p>	(略)	<p>1 総トン数10トン未満（漁船の借受者が<u>大型定置網経営体（※2）</u>の場合は、この限りではない。）の漁船取得・改修に係る経費（ただし、借受者が所有している漁船をセンターが購入・改修した後に借受者に貸し付けるために必要な漁船の取得及び改修にかかる費用は除く。）</p> <p>(略)</p>	<p>【補助率】 20分の1以内。ただし、新規漁業就業者（※3）、<u>大型定置網経営体（※2）</u>及び新規漁場において養殖を<u>開始しようとする者（※4）</u>を対象とする場合は10分の1以内とする。</p> <p>【補助上限額】 1中核漁業者当たり250万円。ただし、<u>大型定置網経営体（※2）及び新規漁場において養殖を開始しようとする者（※4）</u>は500万円とする（※5）。</p> <p>【申請可能隻数】 (略)</p>
<p>※1 (略) <u>(改正前※2は削除)</u></p>			<p>※1 (略) <u>※2 「大型定置網経営体」とは、以下の全てを満たす者とする。</u></p>		

改正後	改正前
<p>※2 「新規漁業就業者」とは、以下のいずれかを満たす者とする。</p> <p>(ア) 国の実施要領で規定する漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業の技術研修生又は研修修了後、原則として1年以内の者</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>※3 「新規漁場において養殖を開始している又は開始しようとする者」とは、以下の全てを満たす者とする。</p> <p>(ア) 令和5年度高知県養殖漁場候補地調査委託業務により養殖適地として選定された海面（令和6年4月1日時点において区画漁業権が設定されている海面を除く。以下「新規漁場」という。）において養殖を<u>営んでいる又は</u>営もうとする者</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>※4 令和4年度以降において、高知県漁船導入支援事業費補助金若しくは高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金又はその両方の交</p>	<p>(ア) <u>定置網漁業権を有し、大型定置網漁業（網の設置される場所の最深度が最高潮時において水深27メートル以上であるもの）を営んでいる者又は営もうとする者（ただし、法人以外の社団を除く）</u></p> <p>(イ) <u>以下の全てを満たす事業戦略を策定し、その事業戦略の計画期間内である者</u></p> <p>a. <u>以下の項目を検討し、整理したものであること</u></p> <p>(a) <u>事業概要、会社の特徴、外部環境（機会と脅威）、内部環境（強みと弱み）等の分析</u></p> <p>(b) <u>ありたい姿（5年後）の目標</u></p> <p>(c) <u>実現するための課題設定</u></p> <p>(d) <u>課題改善に向けた行動計画（取組内容）、中長期（5年間）の業績の目論見</u></p> <p>b. <u>経営の改善が見込め、実現可能なものであること</u></p> <p>※3 「新規漁業就業者」とは、以下のいずれかを満たす者とする。</p> <p>(ア) <u>高知県新規漁業就業者支援事業、高知県担い手育成団体支援事業又は</u>国の実施要領で規定する漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業の技術研修生又は研修修了後、原則として1年以内の者</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>※4 「新規漁場において養殖を開始しようとする者」とは、以下の全てを満たす者とする。</p> <p>(ア) 令和5年度高知県養殖漁場候補地調査委託業務により養殖適地として選定された海面（令和6年4月1日時点において区画漁業権が設定されている海面を除く。以下「新規漁場」という。）において養殖を営もうとする者</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>※5 令和4年度以降において、高知県漁船導入支援事業費補助金若しくは高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金又はその両方の交付を受</p>

改正後	改正前
<p>付を受けた場合は、その交付額の合計を 250 万円（ただし、<u>新規漁場において養殖を開始している又は開始しようとする者のうち、法人以外は 500 万円、法人は 2,000 万円</u>）から減額した額を補助上限額とする。</p> <p>別記 第 1 号様式（第 4 条関係） （略） 4 添付書類 （1）～（8）（略） <u>（削除）</u> <u>（9）</u>（1）から<u>（8）</u>までに掲げるもののほか、事業内容の説明に必要なもの</p>	<p>けた場合は、その交付額の合計を 250 万円（ただし、<u>大型定置網経営体及び新規漁場において養殖を開始しようとする者</u>は 500 万円）から減額した額を補助上限額とする。</p> <p>別記 第 1 号様式（第 4 条関係） （略） 4 添付書類 （1）～（8）（略） <u>（9）大型定置網経営体の場合、別表第 1 に定める事業戦略（写し）</u> <u>（10）</u>（1）から<u>（9）</u>までに掲げるもののほか、事業内容の説明に必要なもの</p>